

非定型就労層のもとめる保護とは何か -ILO アジア太平洋総局訪日視察団との交流から-

提起された焦眉の課題と争点

昨年10月、ILOアジア太平洋総局から家内労 働事情視察団一行12人が来日した。これに先立 つ91年5月にマニラで開催された家内労働問題 アジア会議(本誌No.4で既報)を契機に企画さ れた研修ツアーの第2回で、すでに4月にはイ ンド視察を終えている。このタイ・インドネシ ア・フィリピンの3国の労働行政担当官で編成 された訪日視察団は、わが国の労働省・東京都 労働経済局・東京労働基準局のほか、さらに東 京と京都の二つの家内労働者組織である全日本 家内労働者組合総連合および京都内職友の会連 合会と交流し、その作業現場を実地に見学した。

この民間団体(家内労働研究会をふくむ3 NGO)との交流のなかで提起されたのは、まず 労災はじめ社会保障制度と税制、自治体による 財政的サポート等、行政上・立法上の問題点で あり、かつ条件改善と地位向上のための有効な 諸施策、自主的な組織づくりの現況、低工賃対 策と最低工賃制度の活用、仲介人対策などであ った。

仲介人は搾取者か――途上国からの問いかけ

いずれもマニラ会議から持ちこしの宿題であ るが、なかでも途上国で広範に暗躍の目立つ仲 介人の役割についてはマニラで見解がわかれ、

神尾 京子

これを搾取の手先と敵視する側、逆に求人求職 を取り結ぶ必要悪とみなす側との間で賛否両論 の応酬をみた。かねて ILO では仲介人には大別 して2種――工業的仲介人と商業的仲介人と一 一があり、この前者は生産上一定の業務と機能 を担っているが後者は市場におけるマージンの 取得のみを目的とする、との定説を示している。 その仲介手数料が支払い工賃額の20%以下であ れば、きわめて妥当な仲介コストの範囲内であ る、との私見をそえて討議の参考に供したのが 今回の京都での交流の席上であった。

その翌日、市内の内職友の会で、そこの会員 が毎月の工賃収入の中から会へ納入する運営費 (仲介手数料)が14%である事実を一行は確認 する。これは公認の内職団体に助成金を交付す る府と市が、この自己分担金の上限を収入の15 %としている規定による。すなわち内職友の会 の主たる業務は仕事の共同受注(授産)および 技能修習であるから、これに要する経費を会員 が共同で負担する、という理念にもとづいてい る。かくて内職友の会の周辺では仲介人は無用 化し、すでに淘汰されている成果をも視察団は 具体的に実感しえた。

搾取とは何か――外口銭と内口銭

ところが仕事の斡旋手数料を労働者側から徴 収するのは労賃のピンハネになる、として労働

国際・国内動向

省が禁じているため、名目上はこの内口銭を団 体運営費と称する苦肉の策をしいられている事 情が背後にある。かわりに仲介手数料は発注業 者(企業)に課すべきであり、この外口銭は利 潤の分け前であると解釈して、その徴収を行政 は奨励している。しかし企業側のピンハネ分の 上前をハネるのが外口銭(リベート)なのだか ら、これらの公共就業援助機関(授産場など) が業者の利害と癒着して、その低工賃相場を助 長する温床化している事実は改めて指摘するま でもない。こうした官製(政労使一致した)の 下論"の矛盾にたいする、みごとな反証を内 職友の会の実践例は提起しているといえよう。

むしろ巨大仲介資本ともいうべき大型量販店 による異常に膨張した流通コストの介在を度外 視して、その支配下にある下請け外注まわり業 者——有用な工業的仲介人(家内労働者の内情 を巧みにつかみ義理人情的な労務管理にたけて いる)を目前の敵とみる近視眼的な観点に埋没 していては、とうてい途上国からの疑問に対し て説得力ある回答を示す資格はあるまい。その 点でも京都の内職友の会の活動を実際に見聞し てもらえた効果は、まことに大であった。

横断型コミュニティ・ユニオンの発想と実践

この内職友の会の特色は、いわゆる内職グル ープ(同一業者に属する単一業務のタテ系列グ ループ)とは違い、それぞれ所属企業も異なり 職種も異なる多数の内職者が一定の地域を単位 に結集している横断組織だという点にある。か つ目下就業中の現役も求職中の予備軍もふくめ て、この集団で共同受注をおこない、すなわち 会員相互で仕事をシェアリングして就労を安定 させ納期など労働条件を緩和させる効果を上げ ている、いわば協同組合型の事業体でもある。 くわえて無料講習による技能の向上で実質的に 工賃水準を高め、かつ多職種の高技能者を擁す る利点を生かして求人増(受注拡大)を実現し ている功績は大きい。

むろん賃上げ交渉や細目の団体協約をおこな う実力も現在では蓄積しているが、それも就労 難・就労不安定という家内労働者に特有の泣き 所を共同で解決して、つまり入口を制する方策 によって改善の実を上げてきた成果にもとづい ている。

また熟練者を多く擁する全日本家内総連は、 その組織を活用して労災加入や共済制度(全労 済の大口加入団体――労働組合法人ないしは生 活法人として)を強化。友の会と同様、互助的 な共同事業で収入と生活の安定をはかっている。 こちらは労働過程の出口を制する工夫によって、 ともに就労条件を有利化しているのであって、 どちらも示唆的な先進例といえよう。ここでも 現在では培った実力を背景に団交を重ね、やは り賃上げにも成功している。これも両組織とも 40年におよぶ苦闘の実績に支えられての貴重な 例外であって、わが国の家内労働法には団結権・ 団交権・争議権の保障条項を欠いている現状を 知るべきである。

賃上げ交渉=即クビ切り――は合法である

ところが労組系の指導するグループ化の方式 は、あくまで単一の供給業者に属する現役内職 者のみの、いわば企業系列組織であって、この 個別業者と団交して工賃や労働条件を改善させ るのを目的としている。その結果は全員クビ切 り、ないしは一部リーダー(首謀者と目される) の見せしめ的クビ切り――すなわち仕事の継続 停止によって即時グループ解散に追い込まれる。

もともと家内労働法には不当解雇禁止規定も 解雇予告義務もないのだから、いつ仕事を打ち 切っても違法とはならない。かつて高度成長期 に完全雇用市場のもと、ひとつ覚えの賃上げ闘 争オンリーで上記の乱暴な組織破壊をくりかえ した総評方式の誤りの原因は、まず第一に法の 無知にある。ついで自らの利害との唯一の接点 である低工賃の是正にしか目がむかぬ組織労働 者エゴにあり、これが連帯の美名にかくれて無 反省にゴリ押しされた。

ここでは団交拒否も違法ではない

ただし旧総評時代、大方の労働組合の無関心 をよそに多少とも内職者の組織化を試みたのは、 ごく2~3の県評の奇特な女性オルグ数人にす ぎないから、この自滅路線の実害は皮肉にも僅 かですんだ。そのころ総評主婦の会が主催した 「内職大会」(1965~79年)は、いずれも所属単 産から出張旅費と日当をもらって出席した主婦 たちで構成されたが、なかには部外者と称され る個人参加の内職者も少数いた。その一人が参 加理由を質されて仕事口を斡旋してほしくて…… と答えると、ここは常時就業中の実働内職者が 条件改善をめざす集会であって、そんな遊休中 の求職者の来るところではない、と追い返えさ れた。これが超完全雇用下の労働組合の発想で あった。そこには仕事切れ (No Work) こそが 家内労働の命取り、との認識が欠落していた。

そして低成長期に転じてのち内職大会はパー ト大会と看板を変えた。そのパート対策も当初 はフルタイム正社員化の方針一本やりで、まず 当のパート主婦たちからソッポをむかれた。い ま法案作成中のパート立法について、もう労働 組合ナショナルセンターは反対を唱えまいが、 しかし伝統的な本工化・正社員化の路線―パ ート・派遣・家内労働を旧来の社外工カテゴリ ーに包摂し、その正規従業員化を究極の目標と する本工化至上主義は、なお思想として底流に ある。 かつてはパート主婦の既成組合加入を原則と した大労組も、すでにパート組合の独立を是と してはいるが、これも現時点では大手スーパー や生協など大経営職場が主力であって、いわゆ る *ひとりパート″の組織化など眼中にない。 こういう浮動就労層こそ個人加入の地域ユニオ ンなり労働者友の会なり、このところ芽生えつ つある異業種・異企業の地域組織への結集が期 待されるが、まだ動きは少ない。

まず当事者の声をきけ

――地域「駆け込みセンター」の経験から

いま英国の TUC やオランダの FNV では家内 労働者の支援センターの設置にのり出しており、 そこでは相談業務を主とする駆け込みセンター を併設(英国では各地ローペイユニット内に) して、いずれも人種・性別・職種・就労形態を 超えた労働者を対象に活動を始めている。さき に ILO 視察団が訪れたインドの SEWA(自営労 働婦人の会――非労組系)でも、いまは授産事 業(共同受注)や技能訓練に着手しているが、 これも設立当初は試行錯誤の末、駆け込みセン ターとして相談活動に応じるうち、その主婦た ちのナマの要求に接して学んだ方策という。

こうしたアジア諸国の経験と教訓に示唆をえ て、いま西欧の労働組合ナショナルセンターが、 まだ理念の域ながら、ともかくコミュニティ・ ユニオンの方向を模索している現況は、さきの マニラ会議でも大きな関心をよんだ。とりわけ 途上国で急増中の家内労働者およびインフォー マルセクターといわれる極零細な低収稼得層が、 いま何を必要としているか。そして先進国の組 織労働者は、どういう援助をすべきかが問われ ている。

それは既成概念による保護や指導を即座に教 え与えてやるのではなく、その本然の要求を教

国際・国内動向

えてもらうことが急務であり、そこから出発し なくてはなるまい。いつまでも既得権にしがみ つき、かつ当事者の主張に耳をかさぬ頑迷な指 導方針に固執していては時流に取り残されるの

読者のひろば-

労働運動の先進的諸外国の労働組合運動を 学びたく思っています。

ヨーロッパの労働者とくらべ、日本の労働 者は、長時間・過密・無権利の現状です。相 当後進国となっているように思っています。

労働基準法の抜本的改正が求められており、 労働者の保護、労働組合の社会的地位をもっ と高めなければならないと思っています。

ドイツ・フランスの制度を勉強してみたく、 特にドイツの経営評議会、フランスの工場評 議会の社会制度があるそうですが、会社の労 みである。どちらが遅れているのか、これがア ジアからの真の問いかけではなかったろうか。 (会員・家内労働研究会会員)

働者の議会にあたる制度とうかがっています。 私たちも産別での労使協定で事前協議制度は ありますが、ドイツ、フランスの制度はもっ て進んでいる様ですが、中味が解りません。 文献を捜していますが、見つかりません。機 会がございましたらぜひ誌上に掲載していた だけたら幸いです。

貴誌は視野を広げるため、組合運動を進め るうえで大変参考になっており、毎回楽しみ にしています。

(佃政光/大阪・会社員)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。

